

平成30年度（2018年度）第1回宝塚市人権審議会 会議録

- 1 開催日時 平成30年（2018年）8月22日（水） 10時から12時まで
- 2 開催場所 市役所3階 3-3会議室
- 3 出席者 委 員 21名中19名出席
事 務 局 16名出席

委嘱辞令交付

- 4 協議事項
 - (1) 平成29年度（2017年度）第2次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針行動計画実績について
 - (2) 平成30年度（2018年度）第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針行動計画（案）について
 - (3) 報告事項について
 - (4) その他
- 5 内 容

事務局	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今から平成 30 年度 (2018 年度) 第 1 回宝塚市人権審議会を開催いたします。</p> <p>本日は、新しい委員の皆様による初めての審議会でございますので、中川市長から委員委嘱状を交付させていただきます。</p>
市長	委嘱辞令交付
事務局	<p>それでは次に、第 1 回宝塚市人権審議会を開催するにあたり、中川市長からごあいさつを申し上げます。</p>
市長	あいさつ
事務局	ここで、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。
各委員	自己紹介
事務局	<p>それでは、審議に移りたいと思いますが、はじめに、本日の会議の成立についてでございますが、本日の委員出席者数は 19 名で、定数 21 名でございますので過半数を超えており、宝塚市人権審議会規則第 6 条第 2 項の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に、会長、副会長の選出についてですが、会長、副会長の選出については、審議会規則第 5 条第 1 項において「委員の互選により定める」となっておりますが、何かご意見等ございますでしょうか。</p> <p>特にご意見等がないようですので、事務局から提案させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、提案させていただきます。</p> <p>会長には和久委員を、副会長には宮前委員を提案させていただきます。</p> <p>全委員異議なし 和久委員が会長に就任 宮前委員が副会長に就任</p>
会長	あいさつ
副会長	あいさつ

事務局	これからの議事進行につきましては、審議会規則第5条第2項の規定によりまして、会長にお願いしたいと思います。
会長	傍聴希望者はありますか。
事務局	本日の傍聴希望者はありません。
会長	それでは、議事に入ります。はじめに、「平成29年度（2017年度）第2次宝塚市人権教育及び人権啓発基本行動計画実績」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	説明
会長	事務局の説明に関して、ご意見があればお願いします。
委員	識字学級が再び開講された理由をお聞きしたい。内容は、外国人の日本語教育を兼ねているのか、本来の識字教室なのか。 また、子どもの権利サポート委員会で相談件数とあるが、お子さん本人からの相談なのか、保護者の方からなのか。
事務局	まず、識字の方についてご説明いたします。識字学級を3人権文化センターで実施していますが、年々参加者が減っていることもあり、希望者がいなかったため、開講しませんでした。昨年は、1名の方からの受講希望者がありましたので、開講いたしました。なお、外国人向けではなく、日本人向けの識字教室です。 子どもの権利サポート委員会事業で、相談件数が112件です。同じお子さんからの問合せもありますので、延べ件数は547件となっています。約7割から8割が子どもからの相談となっています。
委員	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する事業」について、課題に「障がいの特性が十分に理解されていないことによりおこる差別の実態が多く見受けられた」ということですが、どういうことがありましたか。
事務局	障がいの理由についての部分ですが、ありました事例としまして、保育所等で自閉症ということを理由に一時保育を断られた事例、おそらく精神障害と思われる方に怒鳴り散らしたり、掲示物を破ったり等、そういった

問題行動でクレームが入っている事例もある。後は、障がいのある方が停めていただく駐車場について、なぜ優先されるのかというクレームもありました。

委員 識字教室事業のところ、課題に「受講者の人数が増えない。」と書いてありますが、しっかりと周知は行っているのか。その方たちに告知が届いているのか。

事務局 識字学級を長年やっております、特に地域の方にご参加いただいて、段々と卒業される方も増えています。ホームページ等で告知を行っているが、ある程度は効果が出ている反面、まだまだ新しい方のニーズを探していかなくてはいけないと思っております。

委員 一番大事なことは当事者がどれだけいるかを把握することだと思っています。いくら開催されていても、その方に届いていなければ意味がない。

委員 22ページの長欠児童生徒対応のところ、宝塚市内にどれくらいの不登校児がいるのか。この中に外国人の子どもたちが日本語の問題や日本の学校文化に合わないという理由で不登校になる子はいなかったでしょうか。

事務局 不登校生の数ですが、去年は非常に多くて、小学生で107名、中学生が235名です。昨年30日以上欠席した外国籍の子どもは、把握しておりません。外国籍の子で平成27年度に長欠のお子さんはお一人いらっしゃいました。なじむのに時間がかかるという実態はありますが、支援ボランティアやサポーターが溶け込めるよう努めております。

委員 出来ればしてほしいという希望です。地域の色々な活動の中で、市民とのつながりを一緒に作っていきたいです。特にコミュニティ支援事業ですが、これは市役所の地域福祉課と社会福祉協議会が協働で取り組みます。我々西谷地域は年に1回地域の支え合い会議、まちづくり協議会や自治会など定期的な集まりがある。高齢者の見回り等について話しています。その場に、社会福祉協議会の各地区担当には来てもらい、支援や調整をしていただいています。そこにもう少し、地域福祉課が出来たのですから、もっと社会福祉協議会と一体になって地域の中に入っていき、日常の中にどんな問題を抱えているのかを肌で感じて、それを行政に反映できるという

のがあると思います。そういったコミュニティ支援事業や支え合い会議にもうちちょっと参画をしてもらえないでしょうか。

事務局

第6次の総合計画を作成の中で、まちづくり協議会単位の計画づくりがあり、その中にまずは室長級が参画するようになっています。それと共に入庁したばかりの職員（4，5年目）が、各地区に参画して地域の方と共にまちづくりを目指す。地域に職員が慣れ親しむ必要がある。顔を覚えてもらう意味もある。地域の中に出かけていくということ始めております。今おっしゃっていたように、全ての会に出て行くということまでは、人数の都合があってできませんが、積極的に市の職員も出て行くというスタンスで、昨年度から動きを変えてきましたので、そういった意味では校区人権の方でも今年もさらに出るようになっています。地域全体の社会福祉への参画は、他部署とも相談しますが、人権に関する部分につきましては、機会も増やしつつあるので、少しずつ皆様にも実感していただけるように頑張ります。

委員

地域福祉という概念は、行政としての福祉の一番大きな柱だと思っております。市役所に課を作ったメリットは何なのか。地域福祉というのは、従来から社会福祉協議会が一生懸命現場で行って来ました。市ももう少しそこに加わってほしいです。その方が支援を受けやすいし、理解を得やすい。地域福祉という全般的なことは、難しいと思います。そういった切り口で今後も努力していただきたい。

事務局

先ほど、外国籍のお子さんの不登校についてありましたが、2人でした。

委員

地域に住んでいて疑問があります。最近暑くてよく救急車が通っています。1人暮らしの方など、買い物もタクシー代わりで呼んだりして、大したことないのによく思うことが多い。救急隊員を見たりもします。先日はパトカーが2台近所の方において、白バイも来て、警察の方があるアパートの中に入って行きました。何があったか分かりませんが、お酒も飲まれているようで、おそらく外国人の一人暮らしの方だと思います。そういう方々が警察や救急に世話になることは、市としてはそういった情報が入ってこないものなのかどうか。

事務局

児童虐待を担当しています。警察の方が把握されている分で、児童相談所の方に相談される案件については、市の方にも連絡をいただいて、支援

が必要な方かどうか判断させていただいています。

委員 最近宝塚市で中学生が自死したことについての第3者委員会が立ち上げられて、やっと報告があった様です。新聞によると、被害者の遺族の方々の意向を踏まえて公表するかしないかということが書かれていました。何かご報告していただけることはありますか。

事務局 公表に向けて文科省のガイドラインに沿った形で、ご遺族の意向も含めて公表に向けて進んでいるというところです。

委員 被害者の遺族の方の意向によって公表するかしないかを判断するのでしょうか。

事務局 そこも含めまして、ご遺族の意向を踏まえて前向きに公表をすることを前提にしています。その中にご家族のご意向も含めます。慎重に進めてまいります。

委員 1人の命が奪われた、自らであったとしても、中学生が亡くなったということに対して、市民は何があったのか知りたいので、報告が欲しいと思いました。

会長 それでは続いて、「平成30年度（2018年度）第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針行動計画（案）について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 説明

会長 事務局の説明に関して、ご意見があればお願いします。

委員 1点目は表紙についてです。第3次のこの方針は、5年後に見直す、2022年までのものです。30年度の行動計画案なので、平成30年度（2018年度）は最初ではなく、行動計画案の前にした方がいいと思います。

2点目は3ページ目の「モニタリング制度」について、職員がどのようにモニタリングをして、そのやり方で実効性があるのかというのをもう少し詳しく教えていただきたい。

3点目は9ページ目の一番下の段にある「宝塚徘徊シルバーSOS ネットワ

ーク」について、「徘徊」という言葉は適当か。「徘徊」は目的もなく、ウロウロ歩き回ること。徘徊という言葉は問題になるのでは？と新聞で取り上げられていた。検討した方が良いのではないか。

4点目は25ページの自殺に関するところで、「殺す」という表現についてです。家族にとってはつらいことでもあるし、言葉が気になります。

会長

表紙についてその通りだと思います。まず、「第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針」が先にあるので、この冊子自体は平成30年度（2018年度）の行動計画案にすべきだと思います。

委員

職員のモニタリングをするということですが、補足で聞きたいことがあります。1点目は、モニタリングは、見る側にもすごく問われていると思います。これに対して職員が研修して、どのようにモニタリングするのか。2点目は、研修を続けてそれをどう活かそうとしているのか。3点目は、他機関との連携について、それぞれ具体的に教えていただきたいです。

事務局

1点目の人権職員による研修については、書かれていることを鵜呑みにしない、研修することが大事になってくるのですが、モニタリングを実施するにあたりましては、研修がある程度できているだろう人権の職員でモニタリングをやろうという風に思っております。2番目に書いております職員研修の中で、きっちりとした職員研修を踏まえた段階でないとモニタリングは出来ないと考えておりますので、並行して通常のモニタリングは人権担当の職員で、職員研修としては、モニタリングをやるということを通じてインターネットの現状を知っていただいて、モニタリングにかかっていることとどう違うのかという説明を踏まえた上で、モニタリングをして経験していただく。実際に個人が書き込みの被害者、加害者になるということも考えられますので、その場合の対応についても、この研修の中でお伝えしていきたい。そして、職員に対してのモニタリングの研修となりますので、公務員として絶対に差別を助長するような書き込みに対して間違った認識をしないこと、それに加担するような書き込みをしないことを重点的に研修の中で伝えていきたいなと思っております。人権担当職員によるモニタリングにつきましては、一旦モニタリングをした後、書かれている中身について担当職員の認識がばらばらである可能性がありますので、人権担当職員でその結果に対してどういった対応をしていくか、削除要請していくのか、重要な事案ではないということそのまま様子を見

るのかを話し合う会議をする。その会議を経て、人権担当職員のレベルを上げていくという形で、モニタリングを進めていきたいと思っております。それから他機関との連携につきましては、近隣市町、県でモニタリング事業を実施されております。県では7月から、近隣では既に我々が把握している限りでは、尼崎市、伊丹市、三田市、猪名川町でもモニタリングを実施しているというのを聞いております。削除要請、判断する基準、また広域で連携する事案も出てくると思いますので、担当者レベルで情報交換しながらモニタリングの対応を図っていききたいなと思っております。もう一つ、法務局の方にも削除要請するという可能性も考えられますので、そちらとの連携も図っていききたいなと考えております。以上、他機関については、幅広く実際に行っている機関を考えております。また、報告も兼ねておりますが、県の方が7月からモニタリングを実施しておりまして、県下各市町に該当するような差別書き込みについて、該当する市町に通知するようになっております。7月分につきましては、宝塚市宛てにも報告がございました。県のモニタリング対象が部落差別、外国人の人権に関する書き込みについてモニタリングされておりまして、今回宝塚市に送られてきたのはそれぞれ2件ずつ該当があったということで報告いただきました。これにつきましては、人権担当職員で実施する会議の中で削除要請するのか、それとも差別的な書き込みには当たらないと判断するのか検討していこうと考えております。

県の報告については、該当があれば毎月、翌月の半ば位を目途に通知するというのを聞いておりますので、併せて検討会も開いていきたいなと考えております。未だ試行段階で、削除と判断する基準等の案を作成中でまだ完成しておりませんが、今年度中の実施に向けて検討しております。

委員

制度が整ってからでもいいと思いますが、人権担当職員というのは専門でやるのか、他の仕事のついでにやるのか。インターネット上というのは、インターネットのどこをみるのか。ツイッターや何かですか。県から2件ずつ報告があったとありましたが、宝塚市はそれしか見ないのか。範囲が分からない。それに対しての市民の苦情を受け付けるのか。削除要請するだけなのか。市民の窓口として機能させようとしているのか。

委員

基準作りをするということですが、そこに地域の関係者に、専門家に入っていただくと良いと思います。誰が担当になるかで基準が変わっては困りますので、ちゃんとした基準であるべきです。

県から2件報告があった件に関して、県が問題あると判断した報告を宝

塚市がまた判断するという事はどういうことなのか。

職員が裁量を持ってやると、職員は異動をされると思いますので、明確な基準が伝えていけるのか。

事務局

まず県について、県も会議されていますが、中身についての検討も知識経験者等が入っておられません。県は一度該当するところを通知して、市の方で対応を考えてください、というスタンスです。それについて各市町で必ず何らかの対応してください、ということではありません。宝塚市としては、報告の中身を一度当然確認します。削除要請するのかもしれないのかという対応をする以上は、どこかで判断する必要はあると思っております。削除要請の基準は、各市町村の基準も具体的な基準を決められないというのが実情です。国、大阪市等が出されている基準につきましても、明確にこの言葉が差別的な書き込みであるという具体的な基準は出されていない。運用という形の中で、判断していくことになると思います。これからモニタリングを実施するにあたりまして、どれくらいの回数や頻度等にするかは、まだ決まっていません。その会議の中に地域の方等、どういった方が入っていただくかは未定です。とりあえずは、人権の職員で今年1年やっていき、その結果をご報告した後で、違う検討会の持ち方というのは考えていきたいと思っております。今年度は、モニタリングを実施していくということを優先にしていきたい。

分野については、今色々な内容の書き込みが多数ありますので、とりあえず今年度につきましても、県と同じで、部落差別、外国人の人権にかかわる部分にテーマを絞ってやっていきたいなと思っております。今後もこの2つのテーマだけでモニタリングをするかどうかについては、庁内の様々な課に対応していただく場合がございますので、状況を見ながらになります。今の時点で分野を広げていくということについては差し控えますけれども、今後考えていきたいと思っております。

市民の方から相談があれば、基本方針の中でも相談や対応の周知と記しておりますし、人権男女共同参画課が窓口になると考えております。他機関、法務局、色々な相談機関につなぐ形になるかもしれませんが、市としては人権男女共同参画課が窓口です。

会長

時間の都合で、モニタリングについては以上とさせていただきます。他の分野について何かありますか。それに対しての回答は、次回とさせていただきます。

委員

人権侵害や差別を許さないことは大事だと思いますが、多文化共生や異文化理解など、市民の個人的な興味、関心を満足させるようなことに税金を使われることがある。市民の税金を使ってする事業ではなく、その方個人のお金を使えばいいと思います。税金を使うのならば、市民全体に何らかの見返りがあるべきです。

方針にもあちこちに英語の標記があります。やむを得ない部分もあるだろうが、可能であれば優しい日本語でお願いしたい。優しい日本語というのは、日本人にとっても分かりやすいと思います。

それから何度か担当の方にお問い合わせしたことがあるのですが、宝塚市には在日の韓国籍の方が多いので、韓国と宝塚市との交流を進めてほしい。友好都市関係を作っていただきたい。そして中学生の交換留学も実現していただきたい。

多文化共生サポーターについて、日本語が不自由な子どもに関するサポートをお願いしたいのですが、例えば在日の子に、民族の講師の派遣です。

ヘイトスピーチをする人へ向けてです。長い間学問的に積み上げられてきた歴史を簡単に修正して、何事もなかったことのようにしてしまう。それがヘイトスピーチに結びついている部分が多いと思いますので、歴史の正しい理解、授業をしてほしい。

最後に、最近若者が大変苦しい状況に置かれていると思います。就職しても働いても賃金が少ない、それが原因で結婚が出来ない、大学も奨学金がないといけない、卒業と同時に破産が起こり得るなど、若者の人権が問題になっています。これから若者に対する支援もしてほしい。

会長

先ほどからご意見にあった言葉の問題です。「自殺」などは、被害者の立場に立って言葉遣いは大事ですから、「いわゆる」や（ ）をつける、あるいは言葉の書き換えを私たちは積極的に行っていくべきだと思います。

委員

9ページの認知症についてです。地域連携の解決が大事だと思っております。認知症サポーター養成講座は、前からやっていて多くの方がオレンジリングを持っていると思います。多分千人以上いらっしゃる。しかし、それだけでは認知症サポーターにはなれないと思っておりまして、私もステップアップ講座を受けたことがあります。千人対象になっていない。一部の方だけにやっている感じでした。本気度がどれだけあるのか、養成講座を受けた方がたくさんいらっしゃる。ステップアップ講座も確実なものにしていただきたい。

委員

中川市長も女人禁制を強く言うておりましたが、地域の祭りまで伝統という言葉で、女の子を入れないということがよくある。検討をお願いしたい。

21ページの性的マイノリティについてです。昨日宝塚市内の某中学校に職員研修で伺いました。LGBTの話をしてくれということで、ジェンダーからお話しさせていただいた。担当の養護教諭はとても熱心してくれたのですが、研修の際、体育教師が最初から「全然こんな意味ない」という感じで4人くらいの集団になって一番前に座っておられた。一番気に入っていない雰囲気、私より少し若いくらいの先生が、若い先生を巻き込んで、「こんな言うなよ」というオーラを醸し出しながら聞いていた。私に対して失礼なのではなく、体育はLGBTの子どもにはとても大きい問題です。保健も含めると教育内容がストレートです。LGBTは命にかかわる問題なので、斜に構えては、子どもが大きな被害者になる。きっちりと保健体育の中で子どもに対応していただけるようにしてほしい。

会長

時間の都合によりここで止めますが、回答は次回にさせていただきます。最後のLGBTの問題については、真剣に考えてください。今日配られたものは、行動計画案と書かれています。行動計画案ではなく、本当にやってください。私たちがこれを訂正するものでもない。これを市が全力で取り組んでいただくようお願いします。

事務局

報告事項

1か月前くらいにJR宝塚駅のトイレで落書きがありました。内容を確認しましたところ差別落書きではない、単なる落書きでしたので、特に対処はしておりません。

また、新聞でご覧になった方もおられると思いますが、本市のパートナーシップ制度を始めてから2年が経ちましたが、先日第1号の申請者が出ました。今後も引き続き取り組んでまいります。

4月市長が大相撲での開催地の挨拶につきまして、男女平等の取扱いを求めて日本相撲協会の方とスポーツ庁の方へも4月19日に要望書を提出しております。また何かお返事いただきましたら、報告させていただきます。

事務局

この審議会は年3回の実施を予定しています。2回目を毎年大体11月

ごろ開催にさせていただいておりますが、委員の皆様にご議論いただくテーマについてご意見があればお願いします。

会長 人権審議会は以前この時期と年度末の年2回の開催でした。ところが、それでは審議会の意味がないということで、間に1回増やしました。課題別に関係課から報告していただき、協議するというのが2回目です。昨年度は基本方針、アンケートがあった為、年6回ほど開催しました。今年度は、3回出来たらと考えています。したがって、2回目は、なにをテーマにしていくか、今日の続きをやることもできます。ご意見があればお願いします。もしなければ、事務局と協議をします。

委員 モニタリングされての実際のところと、基準づくりの方向性を報告していただきたいです。

会長 はい。1つご提案をいただきました。モニタリングの具体的な内容についてです。

委員 モニタリングも含めてせつかく中間にあるのならば、半年経ってこの事務計画が進み、反省やあと半年何をやろうとしているのか、説明していただきたい。

会長 この行動計画の中間報告（成果とか今後のことも含めて）ということですね。議題が2つ出ました。

事務局 今ご提案にありました、半年たつての報告になるのですが、今までは3月に最後の会を持っておりまして、4月から12月の分を3月に報告させていただいておりました。それでは遅いでしょうか。各課に照会をかけてそれをまとめて報告をしているので、年に3回の照会は難しい。

委員 中間とかにこだわってはいません。主だったところだけでもかまわないです。

事務局 では、今回ご意見いただいた分について、次回の11月の会議にて状況

を報告させていただくということよろしいでしょうか。

会長

それでは、これを持ちまして本日の会議を終わります。長時間どうもありがとうございました。